



第5編
弁理士関係団体

第1章

弁理士関係団体

(1) 日本弁理士政治連盟

① 目的

昭和49(1974)年1月30日に弁理士会の臨時総会で決議を得て、同年11月1日に設立総会を開催して誕生した。本連盟は、弁理士会の方針に沿って、弁理士会の事業を達成するために必要な政治活動を行い、もって弁理士制度及び工業所有権制度の発展に寄与することを目的としている。

弁理士法改正の際には、弁理士会の方針に沿って議員等に対する活動を行っている。

② 事業概要

- <1> 職域擁護並びに拡充のための活動
- <2> 知的財産権制度の振興のための活動
- <3> 弁理士法改正を促進するための活動
- <4> 工業所有権法改正に対応するための活動
- <5> 工業所有権に関する各種団体との連携のための活動
- <6> 自由業に関する各種団体との連絡のための活動
- <7> 研究会の開催
- <8> 政治関係者との懇談会の開催
- <9> 選挙における推薦議員の選出及び支援
- <10> 会員増強及び財政基盤確立のための施策
- <11> 弁政連ニュース、弁政連フォーラムの発行
- <12> その他関連する事項

③ 活動経緯の一部

- <1> 特許印紙の発売場所の増加と券種の増加、それに伴う弁理士法改正を積極的に推進
- <2> 特許出願が紙出願から電子出願(ペーパーレス)へ移行するに際し、経済的弱者救済のために柔軟な対応を図るよう、運動を展開
- <3> サービスマーク登録制度導入のための商標法の一部改正に関し、要望書を提出
- <4> 平成8(1996)年9月、弁理士法改正の早期実現を申し入れ、その後の弁理士法改正の実現につなげる
- <5> 特定侵害訴訟代理に関する「弁理士法の一部を改正する法律」の成立に奔走
- <6> 「知的財産基本法」の成立に関わる活動
- <7> 弁理士試験合格者の登録前研修等についての「弁理士法の一部を改正する法律案」の成立を推進
- <8> 弁理士の使命条項制定の必要性を訴え、更に職責条項の見直し案を提示
- <9> 弁理士法一部改正において弁理士の使命条項の制定を国会に働きかけ

④ 入会方法

手続は不要。弁理士は、弁政連に入会を希望しない旨の意思表示をしない限り、弁政連の会員となる(平成4(1992)年12月22日、弁理士会総会決議。平成5(1993)年1月26日の弁政連総会で承認)。

⑤ サポーター制度

弁政連の活動の中で特に会費の徴収活動に特化した「サポーター制度」を創設した(平成26(2014)年1月)。この制度の特徴は弁理士登録通算20年未満の若い会員を対象として会費納入実績を増やし弁政連の会費増収を図ることにある。この制度によって会費納入者の減少を食い止め、弁政連が知財制度の拡充強化のため政府や立法府に対して十分な政治活動を行うことができるようになる。

⑥ 連絡所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 日本弁理士会内
 TEL: 03-3581-1917 FAX: 03-3581-1890
 URL: <http://www.benseiren.gr.jp/>

(2) 日本弁理士協同組合

① 目的

日本弁理士協同組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。

② 事業概要

- <1> 代理人別の各種公報を発行の都度、月2回発送し、廉価に頒布する事業
- <2> 情報サービス事業(ブランディ文字・図形商標調査等)
- <3> 文字商標集頒布事業(近年の拒絶文字商標をCD-ROMで年2回発行)
- <4> 書籍出版事業
- <5> 弁理士手帳発行及び販売事業
- <6> 特許事務所用諸用紙の販売事業
- <7> 物品購入斡旋事業(各種専門店と特約店契約を結び、割引価格で斡旋)
- <8> 書籍購入斡旋事業(組合価格での書籍販売及びオンライン書籍販売)
- <9> 融資斡旋事業(みずほ・三井住友銀行・日本政策金融公庫・商工組合中央金庫と提携)
- <10> 小口貸付事業(最高300万円まで)
- <11> 弁理士専用DCカードの取り扱い事業(三菱UFJニコス株式会社と提携)
- <12> 保険事業(仕事上及び生活上必要な保険をほとんど取り扱い)
- <13> 福利厚生事業(旅行会・テニス大会・観劇会等の実施、遊園地等割引券の斡旋)
- <14> 研修事業
- <15> 広報事業(インターネットホームページ広告、日本弁理士協同組合のお知らせ・ニュース発行等)
- <16> 特許印紙予納代行事業
- <17> その他(会議室貸出、弁理士各クラブの宛名印刷、顔写真付身分証明書の発行等)

③ 加入手続

- <1> 加入条件： a. 弁理士(事業者の方)
 b. 日本国内に事務所があること(全国)
- <2> 出資金：1口1万円(1人3口まで)
- <3> 加入手数料：3,240円(8%消費税込)

④ 所在地

〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル3階
TEL：03-5772-8033 FAX：03-5772-8034
URL：http://www.benrishi-k.gr.jp/

(3) アジア弁理士協会 (APAA) 日本部会

① APAA の目的

アジア弁理士協会(The Asian Patent Attorneys Association：APAA)は、アジア地域における知的財産権の保護を促進し、強化することを目的としている。なお、具体的な目的は、以下のとおりである。

- <1> アジア地域で活躍する弁理士間の友好・相互理解を図ること。
- <2> 知的財産権に関する諸問題を検討すること。
- <3> 他の知的財産関連機関との連携を図ること。
- <4> アジア地域における知的財産に関する法律の理解を深め、調査、研究活動を行うこと。

② APAA の設立

APAA は、日本の呼びかけに基づき、日本、中華民国(現台湾)及び韓国の有志弁理士によって昭和44(1969)年12月に設立された、アジアにおける知的財産権に関する代理人の唯一の国際団体である。現在、オセアニアの2地域を含む24の地域から加入があり、総会員数は2,300名を超えている。

③ APAA 日本部会の設立

アジア弁理士協会(APAA)日本部会は、上記APAAの設立に続き、昭和45(1970)年3月に設立された。設立当初の会員数は128名、現在会員数は650名を超えている。APAA日本部会は、APAAの創設以来、APAAの中心的部会として活動を展開している。

④ 活動状況

- <1> 総会及び理事会の開催
- <2> 委員会活動
- <3> 講演会・セミナー等の開催
- <4> APAA 総会／理事会の機会を利用した関係機関訪問
- <5> 定期刊行物の発行

⑤ 入会手続

会費：年 26,000 円 (APAA 本部の年会費 11,000 円を含む)

⑥ 所在地

〒 180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-34-12 YKI 国際特許事務所内
TEL:0422-21-2666 FAX:0422-21-2431
URL:<http://www.apaa-japan.jp/index.html>

(4) 弁理士厚生年金基金

① 目的

弁理士厚生年金基金は、弁理士業界及び特許事務所の発展のため、この業界で働く従業員の豊かな老後と生活の安定、福祉の向上を図ることを目的として、平成 5(1993)年に設立された。

② 概要 (平成 26(2014)年 3 月末現在)

<1> 加入事務所数	334 事務所(7,432 人)
<2> 年金受給権者	2,824 人
<3> 年金資産額	34,074 百万円

③ 加入できる事務所

加入できる事務所は、厚生年金保険の適用事業所で、全国に所在する以下に掲げる事務所である。

- a. 弁理士業務を主たる業とする事務所
- b. a の事務所の事業主又は従業員を主たる構成員とする法人又は団体の事業所

④ 所在地

〒 105-0003 東京都港区西新橋 3-6-10 マストライフ西新橋 703
TEL : 03-6450-1895 FAX : 03-6450-1896
URL : <http://benrishi.nenkin-navi.jp/>

